(資料5)

水産金融施策について

令和5年9月20日 水産庁水産経営課

目次

1.	令和6年度当初予算概算要求・・・・・・・・・	3
2.	令和5年度事業の改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3.	「水産業を守る」政策パッケージ・・・・・・・	6
4.	認定漁業者制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
5.	海業の推進について・・・・・・・・・・・	8

【令和6年度当初予算概算要求の概要】

〇漁業者保証円滑化対策事業

概算要求額:279百万円(344百万円)

1. 回収金減少支援事業

事業内容 : 求償権償却経費の助成

保 証 枠:114億円(110億円)

改正内容 : (1)経営改善漁業者向けの保証枠の増

2. 漁業経営改善保証円滑化事業

事業内容 : 保証料の助成

保 証 枠:26億円(76億円)

改正内容 : (1)コロナ・物価高騰影響者分の保証枠の減

(2)「海業」に利用可能な資金を追加(近代化資金7号)

※7号資金:海浜等環境活用施設、漁村給排水施設など

(3)保証限度額の引き上げ

・近代化資金1号20トン以上:2億円→3.6億円

・ 近代化資金2-5号 (漁業種類の転換等の取組を行

う者):1億円→2億円

〇漁業信用保険事業交付金

概算要求額:172百万円(172百万円)

事業内容 : 理論値保険料率と設定保険料率の差分について助成

〇漁業者等緊急保証対策事業 (復興)

概算要求額:237百万円(259百万円)

事業内容 : 求償権償却経費及び保証料の助成

保 証 枠:26億円(24億円)

【ALPS 処理水影響者の無担保・無保証人化措置について】

【概要】

(株)東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により貯蔵されている ALPS 処理水の海洋放出が8月24日に実施されたことにより、日本の輸出先である中国等が日本産水産物の輸入規制措置を執ったところ。

これを受け、ALPS 処理水の海洋放出をきっかけとして関係国からの輸入規制措置等により影響を受ける者に加え、国内での風評被害により経営に影響を受ける者について、経営を維持するために一時的に民間金融機関から運転資金を借り入れる場合に実質無担保・無保証人となるよう金融支援を措置する。

【対象事業】

水産金融総合対策事業のうち、漁業者保証円滑化対策事業のうち、回収 金減少支援事業(一般予算、無担保・無保証人)

【改正内容】

事業対象者に以下を追加。

「ALPS 処理水の海洋放出に伴う風評被害又は関係国からの輸入規制措置等により、経営に影響が発生していること等を融資機関から確認を受けた者。」

【予算措置】

令和5年度当初予算・保証枠(110億円)内で対応。

【漁業者等緊急保証対策事業(復興)の拡充について】

【概要】

東日本大震災からの復旧・復興を目指している中で、不漁、コロナ、物価高騰に加え、今般のALPS 処理水の放出に伴い漁業経営に影響が生じることが想定される。

そのような中、経営改善計画を策定したうえで漁船建造を行い、漁業経営の改善に取り組もうとする漁業者に対し、無担保・無保証人及び保証料助成の金融支援を措置する。

【対象事業】

漁業者等緊急保証対策事業(復興予算、無担保・無保証人、保証料助成)

【改正内容】

事業対象者に以下を追加。

「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県又は千葉県に住所又は主たる事業場を有し、経営改善計画の認定を受けたもの」

【予算措置】

令和5年度当初予算・保証枠(24億円)内で対応。

「水産業を守る」 政策パッケージ 総額1007億円 【300億円基金、500億円基金、予備費207億円】

- ALPS処理水の海洋放出以降の一部の国・地域の輸入規制強化等を踏まえ、科学的根拠に基づかない措置の即時撤廃を求めていくとともに、全国の水産業支援に万全を期すべく、既に用意した800億円の基金による支援や東電による賠償に加え、特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業を創設(3、4①2)する。
- 具体的に、以下の5本柱の政策パッケージを策定し、早急に実行に移すとともに、必要に応じて機動的に予算の確保を行い、全国の水産業支援に万全を期す。

1. 国内消費拡大·生産持続対策

- ①国内消費拡大に向けた国民運動の展開(ふるさと納税の 活用等)
- ②産地段階における一時買取・保管や漁業者団体・加工/流 通業者等による販路拡大等への支援(300億円基金の 活用)
- ③国内生産持続対策(相談窓口の設置、漁業者・加工/流 通業者等への資金繰り支援、出荷できない養殖水産物の 出荷調整への支援、新たな魚種開拓等支援、燃油コスト 削減取組支援)(300億円基金、500億円基金の活用 等)等

2. 風評影響に対する内外での対応

- ①一部の国・地域の科学的根拠に基づかない措置の即時撤廃の働きかけ
- ②国内外に向けた科学的根拠に基づく透明性の高い情報発信、 誤情報・偽情報への対応強化
- ③販売促進・消費拡大に向けた働きかけやイベント実施、 観光需要創出、小売業界の取引継続に向けた環境整備等

3. 輸出先の転換対策

- ①輸出減が顕著な品目(ほたて等)の一時買取・保管支援 や海外も含めた新規の販路開拓を支援【予備費】
- ②ビジネスマッチングや、飲食店フェアによる海外市場開拓、 ブランディング支援 (予備費) 等

4. 国内加工体制の強化対策

- ①既存の加工場のフル活用に向けた人材活用等の支援(予備費)
- ②国内の加工能力強化に向けた、加工/流通業者が行う機器の 導入等の支援【予備費】
- ③輸出先国等が定めるHACCP等の要件に適合する施設や機器の整備や認定手続を支援(既存予算の活用)

5.迅速かつ丁寧な賠償

- 一部の国・地域の措置を受け輸出に係る被害が生じた国内事業者には、東京電力が丁寧に賠償を実行
- (注) 今回の予備費による措置は、単年度事業として対応。

効率的かつ安定的な漁業経営の育成を図ることを目的とする「**漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法**」に基づき、明確な経営目標 を定めた漁業経営の改善計画を作成し、農林水産大臣又は都道府県知事の認定を受けた者に対し、漁業経営の改善(漁船その他の施設の整 備・生産方法の合理化・経営管理の合理化等)に必要な資金融通の円滑化等の支援措置を図る制度です。

策定・公表 **農 林 水 産 大 臣** 漁業経営の改善に関する指針(農林水産省告示)

i) 漁業経営の改善に関する事項

- ③ 漁業経営の改善の実施方法に関する事項
- ② 漁業経営の改善の内容に関する事項
- ④ その他漁業経営の改善に当たって配慮すべき事項

認定行政庁(申請先)

農林水産大臣

2以上の都道府県の区域を地区とする漁協等に係るもの等

都 道 府 県 知 事

経営改善計画の認定申請



- ①資源管理協定に基づく資源管理に 取り組む者
- ②漁場改善計画の確実な実施に取り 組む者

- ③漁獲量の大部分が「漁獲割当て」 により管理されている者
- ④区画漁業権に基づかずに養殖業を 営む者

経営改善計画に係る指標(定量的な目標)

一般型 計画期間(5年)で「減価償却前利益(営業利益+減価償却費)」、「付加生産額(営業利益+減価償却費+人件費)」、「従業員一人当たりの減価償却前利益」又は「従業員一人当たりの付加生産額」の伸び率が基準値(15%(特定の取組を行う場合は5%)以上 計画期間(3年以上5年以内)で「減価償却前利益」の伸び率が浜プラン等における所得向上の目標値の伸び率以上 計画期間(5年)終了時における「減価償却前利益」が地域における同一の漁業種類の平均値以上

基準値が5%となる取組

・新規事業の実施

本制度の対象漁業者(申請者)

- ・環境に配慮した事業活動の実施
- ・新たな技術・手法の導入・新たな販売手法の導入・販路の開拓
- ・新たな資源管理の実施・組織再編又は他の事業者との連携強化



具体的な内容は、

「漁業経営改善制度の運用について(長官通知)」で規定

経営改善計画の認定を受けた漁業者等が受けられる支援措置

- ・(株)日本政策金融公庫からの設備資金及び長期運転資金の融通(漁業経営改善支援資金)
- ・漁業信用保証保険の優遇措置((独)農林漁業信用基金による保証保険のてん補率の引き上げ)
- ・漁業協同組合等の民間金融機関からの短期運転資金の融通(漁業経営改善促進資金)
- ・補助事業による支援(利子助成による制度資金の実質無利子化、保証料助成)
- ・漁業権の移転制限に関する特例(定置漁業権又は区画漁業権を有する者が、改善計画に従い法人化する場合は、移転制限を受けずに譲渡が可能)

支 援

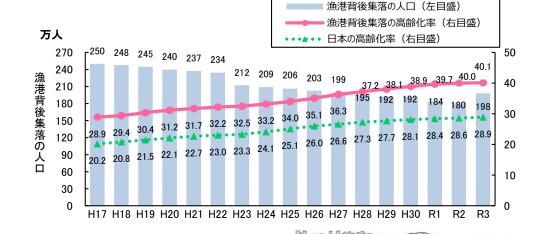
海業の推進について

- 漁村では、全国平均を上回る速さで人口減少や高齢化が進行し、活力が低下。 一方、漁村の交流人口は約2千万人と大きなポテンシャルを有しており、漁村の賑わいの創出が重要。
- 豊かな自然や漁村ならではの地域資源の価値や魅力を活かした海業(うみぎょう)※の推進により、 地域の所得向上と雇用機会の確保を図ることが必要。

※海業(うみぎょう):漁村の人々が、海や漁村に関する地域資源の価値や 魅力を活用して所得機会の増大等を図る取組

■漁村の交流人口及び交流施設の設置状況の推移

	H28	H29	H30	R1	R2
交流人口(千人)	19,752	19,854	20,024	20,222	18,558
水産直売所等の交流 施設(箇所)	1,421	1,371	1,390	1,451	1,490



資料:漁港背後集落の人口推移と高齢化率は水産庁 調べ、全国の高齢化率は総務省「人口推計」(国 勢調査実施年は国勢調査人口による)

(注1)高齢化率とは、各区分ごとの総人口に占める65 歳以上の人口の割合。

(注2)平成23 (2011) ~令和2 (2020) 年の漁 港背後集落の人口及び高齢化率は、岩手、宮城 及び福島の3県を除く集計。

■海業の場として漁港を活用



水産物販売施設



岸壁前に立地するレストラン





漁村の魅力を活かした宿泊



水域を活用した増養殖



陸上養殖施設

漁港における海業の推進の基本的な考え方

- 漁港は、狭隘な漁村において静穏な水域と事業用地が確保され、海洋資源の利活用を行いやすく、 海業の展開に適している。
- 令和4年3月に閣議決定された水産基本計画及び漁港漁場整備長期計画においても、漁港を海業に 利活用するための仕組みを検討していくことを明記。

水産基本計画 【令和4年3月25日閣議決定】

○海業等の振興

漁村の人口減少や高齢化など地域の活力が低下する中で、地域の理解と協力の下、地域資源と既存の漁港施設を最大限に活用した海業等の取組を一層推進することで、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用した取組を根付かせて水産業と相互に補完し合う産業を育成し、地域の所得と雇用機会の確保を図る。このため、地域の漁業実態に合わせ、漁港施設の再編・整理、漁港用地の整序により、漁港を海業等に利活用しやすい環境を整備する。

○民間活力の導入

海業等の推進に当たり、民間事業者の資金や創意工夫 を活かして新たな事業活動が発展・集積するよう、漁港において長期安定的な事業運営を可能とするため、漁港施設・ 用地及び水域の利活用に関する新たな仕組みの検討を 進める。

漁港漁場整備長期計画 【令和4年3月25日閣議決定】

○「海業」による漁村の活性化

地域の漁業実態に即した施設規模の適正化と漁港施設、用地の再編・整序による漁港の利活用環境の改善を行い、地域の理解と協力のもと、漁港と地域資源を最大限に活かした増養殖、水産物の販売や漁業体験の受入れなど海業等の振興を図る。また、防災施設、防犯安全施設等、漁業者や民間事業者の事業活動に必要な施設整備を実施するとともに、漁港における海業等の関連産業を集積させていくための仕組みづくりを進める。あわせて、漁港における釣りやプレジャーボート等の適正利用に当たっては、駐車場等の受入環境の整備や関係団体との連携によるマナー向上やルールづくり等を進める。

-9-

海業の推進に向けた漁港の利活用イメージ

- 地域漁業の規模にあわせて水産業に必要な機能を集約し、施設規模の適正化と漁港施設の再編・整理を実施。
- 地域の理解と協力の下、水産物の消費増進や交流促進など、地域の水産業を活性化する取組を促進。

泊地

荷さばき所

冷蔵施設

漁船修理

施設

荷さば

き所

漁具

倉庫

-10-

給油

■漁港を利用した海業展開に関する都道府県への意向調査結果(令和2年9月)

期待する活用の内容	具体的な内容	漁港数
消費増進・ 交流促進 施設	・水産食堂、直売所等・漁業体験施設・遊漁施設・宿泊施設等・体験型イベント	277
増養殖		246
うち水域	・ナマコ養殖、ウニ・海藻の複合養殖 ・海藻バンクとしての活用	167
うち陸域	・ノリの陸上養殖エリアとして貸出 ・種苗生産等に係る施設 ・クロマグロ完全養殖施設	79
PB受入れ	・プレジャーボートの係留施設、収容施設 ・ビジターバース	97
水産加工	・水産加工場 ・海苔の共同乾燥施設	44
漁業用利用	・漁具保管施設 ・陸揚用浮桟橋を設置	11
研究施設	・民間研究機関への施設開放 ・研究拠点として活用	5
その他	・背後集落用駐車場 ・近隣漁港から避難できる漁港施設の整 備 ・スポーツ施設	9

(※水産庁調べ)

地域の漁業実態にあわせ、漁港施設の再編・整理、漁港用地の整序等により、海業の場として活用するスペースを創出。

地域漁業

の規模に

応じ、漁

港の利用

を再編し、

適下化。

■漁港における海業推進のイメージ

・水域と陸域を一体的に活用し、海業関係施設を集積

PB用

活用促進

※民間事業者に

活用を許容し、

直販施設やレ

ストラン、交流

促進施設等の

設置を促進

泊地

※荷さばき機能、

冷蔵機能、漁

具保管機能な

ど漁業に必要

な機能を集約

漁業体験

直販施設



岸壁前に立地するレストラン



水産物の消費を促す宿泊施設?

海業振興が水産業にもたらす効果事例

①直壳所

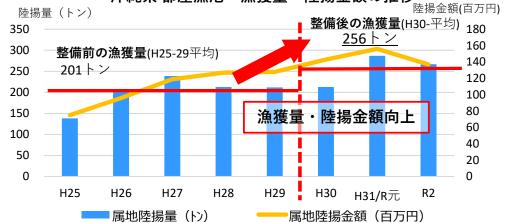
٤ ٢

場 所 :都屋漁港 (沖縄県読谷村)

事業主体: 読谷村漁業協同組合

- 老朽化した荷さばき所を食堂や直売所と一体的な複合施設として再整備(平成29年供用開始)。
- 直売所及び食堂で販売する食材を荷さばき所から直接仕入れるため、買い支え機能を果たしており、整備前と比較して漁獲量、陸揚金額が向上。

沖縄県 都屋漁港 漁獲量・陸揚金額の推移







②魚食普及食堂

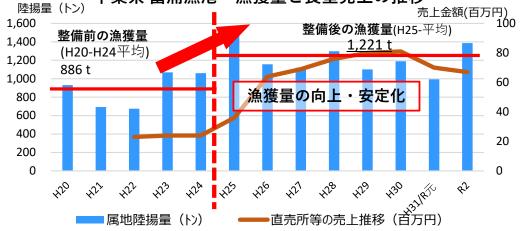
とみうら

場 所 : 富浦漁港(千葉県南房総市)

事業主体:岩井富浦漁業協同組合

- 観光等の異業種と連携し、魚食普及食堂を整備 (平成24年供用開始)。
- 地域住民や都市住民の来訪客の増加により、食堂利用客、売上が増加。提供水産物のうち、約5割を富浦漁港から仕入れ、漁獲量の向上・安定化に寄与。

千葉県 富浦漁港 漁獲量と食堂売上の推移







-11-

海業を推進するための取組について

ハード・ソフト両面から事業支援制度を活用し、漁港の利活用環境の改善や海業展開に必要な調査、活動、施設整備等を支援 するとともに、海業の普及促進の取組を順次実施。

(1)主な支援事業

※【】内は令和5年度概算決定額

①海業の展開に必要な調査等

- 浜の活力再生・成長促進交付金(水産業強化支援事業) 【24億円の内数】
- 海業支援施設等の効果を促進するための情報発信等及びこれに係る調査
- •地域の活性化を図る地域人材の育成等及びこれに係る調査
- ・漁村における交流面での活性化のための計画調査、外部人材招聘等
- 漁港機能増進事業 【6億円の内数】
- ・漁港の機能の再編分担及び有効活用に関する調査、総合整備計画の策定等

②海業にかかる活動支援

- ○農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション推進事業)【90.7億円の内数】
- ・農林漁業者や流通事業者等がネットワークを構築して行う新商品開発・販路開拓 等の取組
- 渚泊ビジネスの現場実施体制の構築及び地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組や専門人材の派遣 等
- ○漁協経営基盤強化対策支援事業 【2.5億円の内数】
- ・海業に取り組む漁協へのコンサルタント派遣・金融支援【拡充】
- ○離島漁業再生支援等交付金 【14.63億円の内数】
- •離島地域の漁業集落が共同で行う漁業の再生のための取組
- •特定有人国境離島地域における漁業・海業による雇用機会の推進のための取組

③漁港の利活用環境整備、海業支援施設の整備

- ○水産基盤整備事業 【729億円の内数】
- 漁港施設・用地の再編・整序等
- 浜の活力再生·成長促進交付金(水産業強化支援事業) 【24億円の内数】
- 地域水産物普及施設、漁業体験施設等の整備
- ・漁船以外の船舶の簡易な係留施設、陸上保管施設等の整備
- 農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション整備事業) 【90.7億円の内数】
- ・販売戦略(IT関連)施設、販売促進(販売・貯蔵用)施設等の整備
- ・釣り、潮干狩り、磯遊びの施設・休憩所等の整備
- 遊漁、ダイビング等に利用される係留施設、増殖施設等の整備
- 古民家等を活用した滞在施設や農林漁業・農山漁村体験施設など渚泊を 推進するために必要な施設の整備
- ○漁港機能増進事業 【6億円の内数】
- ・漁港の有効活用促進のための、陸上養殖に必要な用水・排水施設、水 産種苗生産施設、養殖用作業施設等の整備
- ・漁港の機能再編のための、用地の区画整理・整備・嵩上げ・舗装、支障物件の撤去 等

(2)普及促進の取組

以下の取組を順次実施。

- ○支援事業、財産処分等の手続きなど、関連制度や支援策をまとめた「支援策パッケージ」の作成、相談窓口の設置
- 〇モデル地区における計画づくり、民間事業者への情報提供によるマッチング支援
- ○漁港において長期安定的な事業運営を可能とするための新たな仕組みを創設(漁港漁場整備法の改正「漁港施設等活用事業の創設」)
- 〇地域経済循環分析をはじめとする海業の取組の効果分析 等

-12-